

平成 28 年度

佐賀県健全化判断比率審査意見書

佐賀県資金不足比率審査意見書

佐賀県監査委員

監査第489号
平成29年9月1日

佐賀県知事 山口祥義様

佐賀県監査委員 池田巧
同 森田信彦
同 三竿博史
同 石井秀夫

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 28 年度決算に基づく佐賀県健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- ① 健全化判断比率は正確であるか
- ② これら算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等に主眼を置き、関係書類と調査照合を行い、審査を実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている。また、いずれの比率も基準を下回っており、財政の健全性は維持されていると認められる。

記

比率名	平成28年度	平成27年度	比較(ポイント)	早期健全化基準
①実質赤字比率	-	-	-	3.75%
②連結実質赤字比率	-	-	-	8.75%
③実質公債費比率	10.0%	11.2%	△ 1.2	25.0%
④将来負担比率	107.1%	106.6%	0.5	400.0%

（2）個別意見

① 実質赤字比率について

平成 28 年度は実質収支が黒字であり、実質赤字比率は発生していない。

② 連結実質赤字比率について

平成 28 年度は連結実質収支が黒字であり、連結実質赤字比率は発生していない。

③ 実質公債費比率について

平成 28 年度の実質公債費比率は 10.0% で、前年度よりも 1.2 ポイント低下し、早期健全化基準 25.0% を大きく下回るとともに、起債許可団体の判定のための数値 18% をも下回っており問題ない。

④ 将来負担比率について

平成 28 年度の将来負担比率は 107.1% で、前年度よりも 0.5 ポイント上昇したものの、早期健全化基準 400.0% を下回っており問題ない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成 28 年度決算に基づく佐賀県資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について

- ① 資金不足比率は正確であるか
 - ② 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか
- 等に主眼を置き、関係書類と調査照合を行い、審査を実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された会計の資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は発生しておらず問題はない。

記

会計名	平成28年度	平成27年度	比較(ポイント)	経営健全化基準
佐賀県産業用地造成事業特別会計	-	-	-	20.0%
佐賀県港湾整備事業特別会計	-	-	-	20.0%
佐賀県工業用水道事業会計	-	-	-	20.0%

（2）個別意見

いずれの会計も平成 28 年度の資金不足は発生していない。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。